

2022年度

自己点検・評価報告書



学校  
法人

日本女子大学

## 2022年度自己点検・評価報告書について

2022年度 自己点検・評価委員会  
委員長 宮崎 あかね

2022年度の日本女子大学自己点検・評価報告書をここに公表いたします。

本学は2021年度より教学マネジメント体制を刷新し、教学部門の意思決定機関として大学執行部会議、大学執行部会議の諮問機関として大学改革運営会議、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会をそれぞれ設置して運用しております。2021年度は自己点検・評価委員会内に教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財政の6つの部門を設置して点検・評価にあたりました。しかし、2022年度は教育職員免許法施行規則等の一部改正により教職課程の自己点検・評価が義務付けられたことから、教職課程部門を追加設置して7部門体制としました。新たな自己点検・評価体制の下、学校法人の2022年度事業計画に基づいて常任理事会及び大学執行部会議が決定した重点項目に関して部門ごとに到達目標を策定し、取り組み状況について点検・評価を実施しました。

また、本学の取り組みについて他大学、自治体、企業と様々な立場・視点からご意見をいただくために、2018年度より自己点検・評価委員会の下に外部評価委員会を設置しております。2022年度は①理念・目的、②教育課程・学習成果、③学生支援の3つのテーマについて客観的な評価を行っていただきました。貴重なご意見・ご提言を今後の日本女子大学の発展に活かすべく、具体的かつ迅速に取り組んで参ります。

日本女子大学は2021年度のキャンパス統合により4学部15学科が目白キャンパスに結集しました。2023年4月には国際文化学部を開設し、2024年4月には建築デザイン学部（仮称）の新設を予定しております。引き続き、学部・学科の再編を進めて女子総合大学としての基盤強化を図るとともに、自己点検・評価を通して教育と研究を不断に改善し続け、教学マネジメントを健全に行っていく所存です。

本報告書が、日本女子大学の取り組みについてご理解いただく一端となれば幸いです。

## 目次

2022年度 自己点検・評価 .....	3
① 教学部門	3
② 教育研究等環境部門	4
③ 入試部門	4
④ 学生部門	5
⑤ 社会連携部門	6
⑥ 大学運営・財政部門	7
⑦ 教職課程部門	9
日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則 .....	10

# 2022年度 自己点検・評価

## ① 教学部門

### 1. 現状の説明

#### 【学部・学科再編検討委員会】

10月の理事会報告を経て、学部・学科再編の全体構想に係るビジョン・ステートメントを学内に公開した。また、12月の理事会にて、「2025年度以降の新学部等開設事案」として「食物学科の学部化、及び2025年度開設」についての方針を報告・提案し、3月の理事会において審議した。

#### 【大学執行部会議・基盤教育センター】

基盤教育の充実に向けた意思決定ルートを明確化するため、基盤教育センターの運営方針案を決定した。

#### 【JWU 女子高等教育センター・学務部】

各学科への調査を経て、2024年度より導入する新たな登録上限単位数、及び成績上位者への上限緩和策を決定した。

#### 【JWU ラーニング・コモنز連携分科会】

キャンパスに設置された2つのJWU ラーニング・コモنزの効果的活用と運用体制の整備を行った。JWU ラーニング・コモنزかえでについては利用案内を作成し、利用目的や利用時間、スペースの貸出について等を定めた。また、JWU ラーニング・コモنز及び学生滞在スペースの予約システムを構築した。

JWU ラーニング・コモنزにおいては年間を通じて様々なイベントを開催しているが、主にイベントを開催している社会連携教育センター、国際交流課、及び図書館課による開催回数が前年度の倍以上となった。

### 2. 改善の方策

#### 【学部・学科再編検討委員会】

2025年度の食物学科の学部化・学部開設に向け、文部科学省への届出に係る作業を遅滞なく進める必要がある。また、2026年度以降の学部・学科再編構想について、ワーキンググループでの検討を踏まえて早期に策定のうえ周知・公表していただきたい。

#### 【大学執行部会議・基盤教育センター】

基盤教育のカリキュラムの充実を図るために各委員会での検討を加速し、具体的な改善案・変更案を提示していただきたい。また、基盤教育センター所管の委員会委員長による会議の開催によりセンター内の問題点や進捗状況を共有し、状況に応じて委員会同士で連携のうえ対応する必要がある。

#### 【JWU 女子高等教育センター・学務部】

2024年度より新たな登録上限単位数及び成績上位者への上限緩和策を適用することに伴い、遅滞なく規程の整備や履修の手引き等発行物への反映を進める必要がある。

#### 【JWU ラーニング・コモنز連携分科会】

キャンパス統合に伴い増設された学生滞在スペースについて、喫緊の課題であった運用体制の整備がされたことは評価できる。学生が自由に滞在できるスペースとしての役割を尊重しつつ、各団体が学生の授業外学修を推進するためのイベントを開催できるよう、引き続き検討していただきたい。まだ開設

して間もないこともあり、諸々の変更が発生しうる状況であることから、柔軟に対応していく必要がある。

## ② 教育研究等環境部門

### 1. 現状の説明

#### 【学務部】

委員会設置に向けたワーキンググループ立ち上げ、体制構築についての検討を経て利益相反管理委員会を発足した。委員会では利益相反管理規程、及び利益相反管理ポリシーを制定し、体制を整備した。また、「外部機関から受けている各種の支援に関する調査」を実施し、その結果について審査するとともに、「研究活動における利益相反」と題して研修会を実施した。

#### 【管理部】

学内の重要なインフラとして無線 LAN 環境の整備を行った。樟溪館の無線 LAN ルーターを更新して無線 LAN 環境を改善したほか、計画的に教室・研究室の無線 LAN 設置工事を進め、キャンパス内の無線 LAN エリアカバー率 100%を達成した。また、泉山地区と直接配線ができない新泉山地区と体育館・寮地区においてネットワーク環境が不安定になる問題が確認されたため、学内のネットワーク負荷を軽減する工事を行い、学内ネットワーク環境の安定性を高めた。

### 2. 改善の方策

#### 【学務部】

利益相反管理は継続的に実施する必要があるため、次年度以降も定期的な調査と内容の審査、及び研究者への周知・啓発をしていただきたい。また、より精度を高めるためには、利益相反管理委員会が実施する調査結果と総務部人事課が行う兼職調査の結果の連携を要するため、両調査の連携に向けた体制の整備を進める必要がある。

#### 【管理部】

今後、無線環境の利用負荷が増大する一方であるため、安定した通信環境を維持していくために、引き続き無線ネットワーク環境の負荷分散に向けた対策を講じる必要がある。

## ③ 入試部門

### 1. 現状の説明

#### 【入学試験協議会】

○入学者の安定的確保を見据えた新たな入試制度を策定する

入試改革分科会において新たな入試制度について検討し、大学共通テスト利用(5・6科目型)入試(仮称)が提案され、入学試験協議会での審議や、大学改革運営会議及び各教授会での意見聴取を経て、2025年度から導入することが承認された。

○アドミッション・ポリシーの見直しを行う

2024年度から導入する新しい大学 DP・CP 及び学科 DP・CP が決定したことを踏まえ、2025年度からの新課程に対応した入試の実施に向けた新 AP 策定のスケジュールを入学試験協議会にて決定した。

○学部学科改編に係る新学部入試広報を計画的に実施する

媒体を通じた入試広報として、国際文化学部及び建築デザイン学部ともに紙媒体でのリーフレットの制作及びターゲットした郵送や動画の公開等により、新学部の認知度向上施策を実施した。また、既設学部全学科の動画を公開するとともに、受験生向けの LINE アカウントを開設し、オープンキャンパス情報及び各種入試情報に関するメッセージを配信した。その他、Yahoo!や Google でのデジタル広告や、リクルート、河合塾等のポータルサイトでの案内を計画的に実施した。

対面接触型の入試広報として、キャンパス見学会やオープンキャンパスにおいて国際文化学部の説明会を実施した。また、高校の進路指導教員向けの説明会も開催した。国際文化学部国際文化学科の2023年度の志願者数は目標としていた120%を大きく上回る結果となった。

## 2. 改善の方策

### 【入学試験協議会】

○入学者の安定的確保を見据えた新たな入試制度を策定する

2025年度からの導入を見据えて、各学科と調整のうえ実施に向けた制度設計を遅滞なく進める必要がある。新しい入試制度の策定とあわせて、今後は既存の入試制度である一般選抜や年内入試（総合型選抜、学校推薦型選抜等）についても、新課程への対応に加えて志願者及び入学者確保のための方策についての検討を要する。

○アドミッション・ポリシーの見直しを行う

新課程による入試となる2025年度の入学者募集に適用する新APを、2024年4月までに策定、公表する必要がある。入学試験協議会における大学APの策定、及び学科に依頼して作成する学科APの策定を遅滞なく進めていただきたい。

○学部学科改編に係る新学部入試広報を計画的に実施する

国際文化学部国際文化学科の志願者数は大きく目標を超える結果となったが、限りある原資を有効に活用するために、どの広報が効果的であったかを必ず検証していただきたい。今回の結果を2024年度開設の建築デザイン学部(仮称)の広報や、今後の学部・学科再編に伴い設置される学部・学科の広報に有効活用する必要がある。

## ④ 学生部門

### 1. 現状の説明

#### 【就職支援分科会】

○学生の進路情報を学科・事務局で共有するための新たなシステムを構築する

学生の進路情報を学科とキャリア支援課で共有できるよう、新たなシステムを構築し、2024年卒の学生から共有を開始する。学科が必要とする情報を各学科に確認し、学科の要望にあわせて学生が進路届に入力する項目を調整した。また、進路届出状況データダウンロードシステムについて、学部生・大学院生すべての届出状況をダウンロードできるよう仕様変更した。

○教員への進路・就職支援の現状の共有と協力への依頼

専任教員向けの「学生の就職活動に関する説明会」を開催した。また、学生の進路把握率を上げるために学科への協力依頼を強化した結果、進路把握率が上昇した。

○学生への就職支援情報の提供方法の改善

新たな情報提供ツールとして、2024年4月から Microsoft Teams に学生全員を登録し、各種就職支

援情報を発信することを決定した。また、個別相談のニーズ増に応えるため、就職資料室をリニューアルして相談ブースを増設するとともに、キャリアカウンセラーを増員して個別相談の環境を充実させた。

#### 【キャリア委員会】

2023年度からインターンシップについての基本的考え方が変更になることに備え、JWU キャリア科目「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の対象年次を2・3年次から3年次に変更した。インターンシップの取り扱い変更について説明会やアンケートを実施し、学生への周知に努めた。

#### 【国際交流センター】

○交換留学できる協定大学を2校増やす

交換留学が可能な大学として、フィリピン大学ディリマン校との協定を締結した。また、北京第二外国語大学日本語学院とも2023年度初頭に協定を締結する見込みである。

○JWU GOの活動の一貫として、関連部署と協力しながらJWU Global Fund(国際交流基金)の顕彰制度を整え、周知を強化して募金活動を促進する

5万円以上の寄付者にJWU Wave スカーフを贈呈する顕彰制度を創設した。JWU Global Fundの周知のためにニュースレターを作成したが、さらなる周知強化を図ることはできず、募金活動を積極的に展開することができなかった。

## 2. 改善の方策

#### 【就職支援分科会】

システム構築や説明会の開催による学科や教員との連携強化、新たな情報提供ツールの導入決定や相談ブースの整備による学生向けサービスの充実化等、2022年度は様々な改善が見られた。今後、新たな取り組みの効果を検証し、効果が出ていないものについては改善策や追加の対応策を速やかに講じていただきたい。

#### 【キャリア委員会】

新たな方針に則して学生がインターンシップに参加できるよう、学生の混乱が無いように運営する必要がある。状況に応じて情報提供や参加支援を強化する必要があるため、新方針初年度である2023年度は学生の動向に注視し、迅速に対応策を講じていただきたい。

#### 【国際交流センター】

交換留学できる協定大学が2校増えたことは評価できる。引き続き、次年度以降も協定大学先が拡充されることを期待する。

JWU Global Fundの募金計画については、計画段階で過大であったと考えられる。JWU Global Fundが持続可能な寄付制度として定着するよう、渉外担当等の関連部署と連携のうえ、効果的な周知強化の具体的な方法を探り、制度や活動計画を見直す必要がある。

## ⑤ 社会連携部門

### 1. 現状の説明

#### 【リカレント教育課程】

○広報の改善

スマートフォンでの閲覧に未対応であったリカレント教育課程のホームページを、スマートフォンでも閲覧しやすいようリニューアルした。また、昨年度の外部評価委員会で「再就職のためのキャリアアップコース」と「働く女性のためのライフロングキャリアコース」の違いについて、ホームページにも

っとわかりやすく掲載した方がよいと提言されたことを受け、2つのコースの概要を明確化した表を作成したほか、修了生データのグラフ掲載や使用写真の見直しによりコンテンツの充実化を図った。加えて、SNSを用いた広報に力を入れ、Facebook、Twitterに続いてインスタグラムを開設した。

#### ○カリキュラムの改善

「再就職のためのキャリアアップコース」については、多様な経験を共有することを目的として必修授業のクラス分けを取り止め、1クラス編成とした。

「働く女性のためのライフロングキャリアコース」については、修了生アンケート等から仕事と学びの両立が難しい状況であることがわかったため、必修科目を選択必修科目に変更したり、開講期間を6か月から8か月に延長したりすることにより、カリキュラムにゆとりを持たせた。

#### 【社会連携教育センター】

子育てプロジェクトチームの取組として「子育てサイエンス・カフェ」を運営し、今年度は6回開催した。また、子育てサイエンス・ラボのメンバーによる企画「身近にある森の自然体験ワークショップ」（西生田キャンパス水田記念公園での自然体験）が川崎市多摩区の2023年度大学・地域連携事業に採択された。

連携推進プロジェクトチームの取組として、文京区の体力増進推進事業において初のコラボイベントを開催した。板橋区教育委員会の「わらべ歌収集プロジェクト」においては、アドバイザーとして参画した。これらの既に提携している自治体との取組に加えて、新規案件として高知県梶原町との協定締結を進めている。

また、ボランティア活動の学生組織編制について検討し、社会連携活動助成制度の内容や実施要領を見直した。この助成制度を活用して、今年度は3チームの活動を採択し助成した。

## 2. 改善の方策

#### 【リカレント教育課程】

広報については、ホームページに掲載するコンテンツの見直し・充実化や、効果的な媒体の選択等、改善を継続していただきたい。また、学外有識者による会議での意見を参考に、新しいコースやプログラムの開設を検討する必要がある。

#### 【社会連携教育センター】

社会連携教育センターの発足から3年が経過したことを節目に、社会連携教育センター内にあるプロジェクトチームやそのメンバー構成、役割等を見直し、より活性化を図っていただきたい。また、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業(タイプ3)に確実に採択されるよう、活動の強化を期待する。

また、学生のボランティア活動については、八十年館B棟地下1階に新設予定のSDGsエリアを活用して取組を強化するとともに、エリアの運営体制を整備する必要がある。

## ⑥ 大学運営・財政部門

### 1. 現状の説明

#### 【学園広報推進会議】

#### ○JWU PR アンバサダー活動の見直しと活性化

2021年度より開始したJWU PR アンバサダー（学生組織）の活動について、前年度のSNS種別ごとのチーム編成から「学業」「課外活動」「ライフスタイル」等テーマごとのチーム編成に変更し、取り上げたい話題に適したSNSを選択して発信するようにした。また、3回の全体ミーティング、2回のスキ



ルアップセミナー、月1回のチームミーティングを実施する等、JWU PR アンバサダー同士のコミュニケーションの強化やスキルアップを図ったところ、前年度に比べて大幅に発信件数が増加した。

○ターゲットを明確にした公式ホームページの改善

公式ホームページを閲覧する主なターゲットである受験生を意識し、スマートフォンによる閲覧時の見え方を重視した改修を計画した。サイト階層の見直し、ページ数の削減、ページ作成・更新の自由度が高い管理システムの導入、新たなコンテンツ（リカレント教育課程、SDGs等）の組み込み等、2022年12月中に準備を終えて2022年度中に更改する予定であったが、ページ数の削減に時間を要したため2023年6月に更改を延期した。

【管理部】

事務局業務の効率化（ICT化、DX化）を推進した。

○電子稟議の導入と安定的運用

2022年5月より電子稟議システムを導入し、当初利用率18%であったところ、2023年1月末時点で54%と徐々に普及が進んでいる。

○勤怠管理のシステム化

複数の勤怠管理システムを比較検討のうえ選定し、導入するシステムを決定した。2023年4月より専任職員及び附属校園の教諭を対象に運用を開始する。

○事務申請の電子化推進

電子申請に特化した職員IT研修の実施により職員のスキルアップを図るとともに、システム課が技術的なサポートをして電子化を推進した結果、2023年1月末時点における事務書類の電子申請切り替え率が約30%となった。

## 2. 改善の方策

【学園広報推進会議】

○JWU PR アンバサダー活動の見直しと活性化

SNSのインプレッション数やエンゲージメント率等、効果測定により適切な指標について検証したうえで効果測定をする必要がある。また、発信件数のさらなる増加や、JWU PR アンバサダー自身の満足度向上のために、JWU PR アンバサダーに対する研修制度や支援体制の強化を図ることが望まれる。

○ターゲットを明確にした公式ホームページの改善

これ以上の遅れを出さず2023年6月には必ず更改できるよう作業を進める必要がある。当初立てた作業計画の問題点や遅れが出た原因について検証し、今後予定されている英語サイトや法人サイトの改修においては今回の反省を活かして工程管理をしていただきたい。

【管理部】

IT研修の継続的な実施により職員のITスキルを向上させることに加え、事務局業務を効率化する必要性を全職員が認識する必要がある。

2022年度より導入した電子稟議システムについてはさらなる普及を図り、利用率の向上を図っていただきたい。2023年4月より導入する勤怠管理システムについても、今後、対象者の拡大を期待する。

## ⑦ 教職課程部門

### 1. 現状の説明

#### 【教職課程委員会】

教育職員免許法施行規則の改正により、2022年より、複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するために大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとされ、また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表することが求められている。そのため、教職課程委員会で決定した教職課程自己点検・評価項目について、各学科及び担当事務局が基準項目ごとの現状の分析と情報の収集を行い、その情報を基に教職課程委員会及び事務局にて自己点検を行った。加えて、基準領域ごとの点検評価結果を分析し、教職課程自己点検・評価報告書を作成した。

### 2. 改善の方策

#### 【教職課程委員会】

2022年度の教職課程自己点検・評価報告書をまとめることにより、主に取り組むべき3点の課題が明らかになった。

1. 全学統一の教職課程の目的・目標の設定
2. 教員養成の課程認定学科間における有機的な連携の在り方
3. 教職課程履修者数、教員採用者数増に向けた取り組み

4年計画の最終年となる2025年度に行う教職課程自己点検・評価報告書の作成とその後の公表に向け、今年度の自己点検・評価で明らかになった課題について今後の3年間でどのように取り組むかの計画を作成し、改善策の策定及び実施をする必要がある。

なお、本学の教職課程が置かれている状況をよく理解することができる資料が作成されており、教職課程委員会において学内で情報共有を行っていただきたい。

以 上

# 日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則

## ■日本女子大学自己点検・評価規則

平成8年2月1日  
制定

改正	平成10年4月1日	平成15年3月12日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成22年4月1日
	平成24年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年6月1日
	平成31年4月1日	2019年6月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	

### (目的)

第1条 この規則は、日本女子大学学則第2条、日本女子大学大学院学則第2条及び日本女子大学家政学部通信教育課程規程第2条の規定に基づき、大学及び大学院の目的並びに社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況及び管理運営等について、自己点検及び評価を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (自己点検・評価の組織)

第2条 前条の目的を達成するために、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、統括するための自己点検・評価委員会幹事会(以下「幹事会」という。)と点検・評価を行うための部門からなる。

### (点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価は、別表1に定める項目を基準とし、その細目については、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づく。

### (各種方針)

第4条 自己点検・評価委員会は、前条に定める別表1の項目ごとに方針を定め、日本女子大学各種方針として公表する。

### (目標策定及び実行指示)

第5条 大学改革運営会議は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する教学部門の委員会に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

2 常任理事会は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する部局等に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

(自己点検・評価委員会幹事会)

第6条 幹事会は、次の事項を決定する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準及び評価指標の策定
- (2) 各部門から報告された点検・評価結果の検証
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び報告
- (4) 認証評価及び外部評価の実施に関する事項
- (5) その他幹事会が必要と認める事項

2 幹事会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 総合企画部長
- (4) 総務部長
- (5) 各部門の部門長
- (6) その他幹事会が必要と認める者

3 委員長は副学長が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。

4 委員長は、幹事会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。

5 幹事会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 幹事会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(部門)

第7条 各部門は、基本方針と実施基準に基づき、該当委員会及び部局の自己点検・評価結果を検証し、幹事会に報告する。

2 各部門及び構成員は、次のとおりとする。

- (1) 教学部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長
- (2) 教育研究等環境部門 教員3名、管理部長、学務部長、学務部事務部長、図書館事務部長
- (3) 入試部門 教員3名、入学・広報部長
- (4) 学生部門 教員3名、学生生活部長、学生生活部事務部長
- (5) 社会連携部門 教員3名、社会連携教育センター所長、通信教育・生涯学習事務部長
- (6) 大学運営・財政部門 教員3名、財務部長

(7) 教職課程部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長

3 部門担当となる教員は、専門性が必要な部分は幹事会委員長が指名し、それ以外は各学部から選出する。

4 各部門の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 各部門の構成員のうち1名を部門長とする。

(自己点検・評価におけるIRの活用)

第8条 自己点検・評価は、客観的な根拠資料又はデータに基づき実施するよう努める。なお、データの取り扱いについては、別に定める。

(点検・評価結果の活用)

第9条 自己点検・評価委員会は、大学執行部会議に自己点検・評価報告書及び検証結果を提出しなければならない。

2 大学執行部会議は、自己点検・評価報告書の精査、決定を行い、日本女子大学における教育研究活動の状況及び管理運営等の改善・改革方策の策定を行う。

3 学長及び理事長は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、有効かつ具体的な措置を講ずる。

4 本学の構成員は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、改善に努めなければならない。

(点検・評価の公表)

第10条 自己点検・評価の結果は、学長及び理事長の責任において公表する。

(事務局)

第11条 自己点検・評価委員会の事務は、総合企画部大学改革推進室が行う。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年3月12日から施行する。

附 則 (事務組織改編に伴う改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（役職新設等による委員の追加に伴う改正）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織変更等に伴う改正）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（各委員会の役割の明確化等に伴う改正）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（大学基準への対応及び内部質保証体制の見直しに伴う改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織改編等に伴う改正）

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（各種方針及び到達目標策定事項の追加に伴う改正）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（JWU 女子高等教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（社会連携教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

1 この規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 日本女子大学各機関等自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価プロジェクトチームに関する内規は廃止する。

附 則（自己点検・評価体制変更に伴う改正）

この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

1	大学・学部（通信教育課程を含む）・大学院等の理念・目的
2	内部質保証
3	教育研究組織
4	教育課程・学習成果
5	学生の受け入れ
6	教員・教員組織
7	学生支援
8	教育研究等環境
9	社会連携・社会貢献
10	大学運営・財務
11	その他

## ■日本女子大学外部評価委員会規程

平成30年8月8日  
制定

改正 2021年4月1日

### (設置)

第1条 日本女子大学は、日本女子大学自己点検・評価規則に基づいて実施した自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。

2 委員会は、前項の評価の結果を本学自己点検・評価委員会に報告する。なお、自己点検・評価委員会は、これを大学執行部会議に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から自己点検・評価委員会が選考し、自己点検・評価委員長が委嘱する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として2期までとする。

### (委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから自己点検・評価委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は2年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任されることができる。

### (守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務は、総合企画部大学改革推進室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は自己点検・評価委員会が定める。

附 則

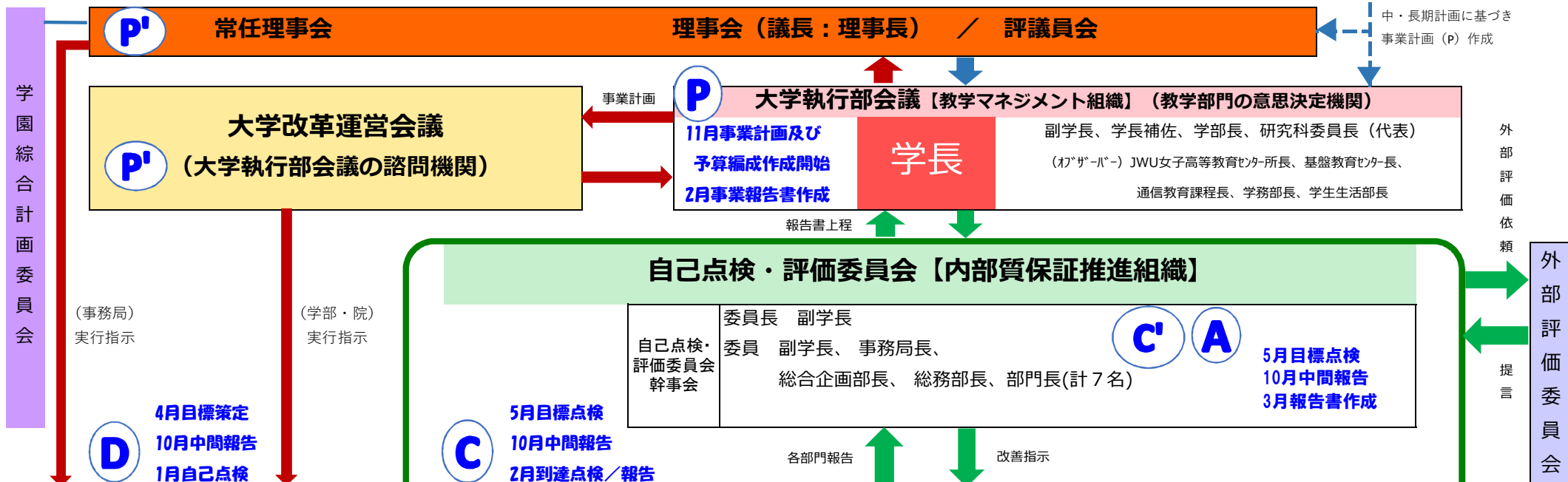
この規程は、平成30年8月8日より施行する。

附 則 (自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正)

この規程は、2021年4月1日より施行する。

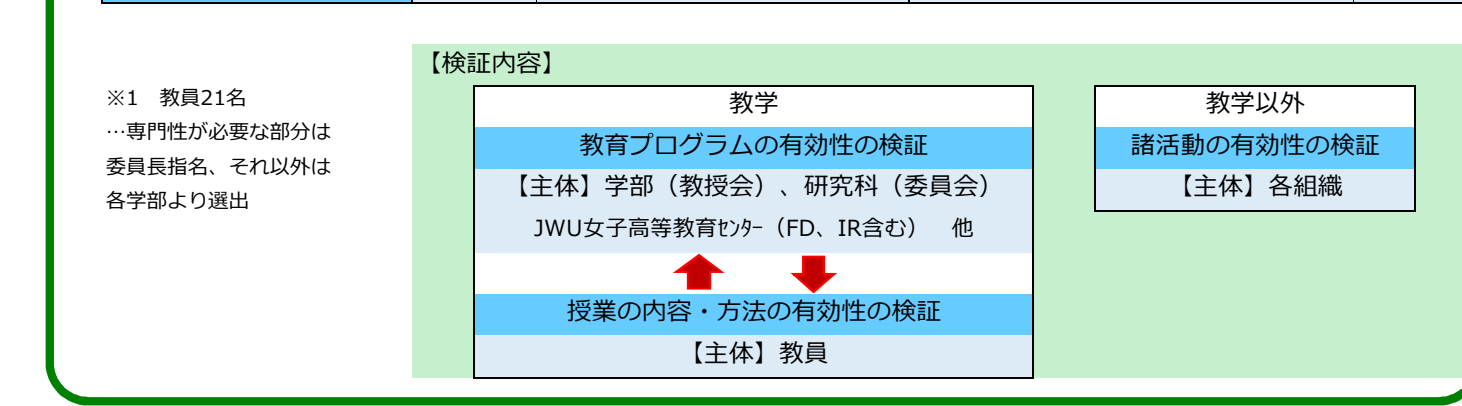


理念	建学の精神
目的	三綱領 3つのポリシー／人材養成・教育研究上の目的に関する規程
計画	中・長期計画 (アクション・プラン 2021～2023年度)



該当委員会/部局等
学部(教授会)、研究科(委員会)、JWU女子高等教育センター、基盤教育センター等
図書館、メディアセンター等
入学試験協議会等
学生支援センター、国際交流センター等
社会連携教育センター、生涯学習センター等
事務局等

部門	部門担当 ( 教員21名※1 + 部長クラス )	対応する大学基準等
① 教学部門	教員3名 学務部長、学務部事務部長	●理念・目的 ●教育課程・学習成果 ●教員・教員組織 基準 1・4・5・6
② 教育研究等環境部門	教員3名 学務部長、学務部事務部長 管理部長、図書館事務部長	●教育研究組織 ●教育研究等環境 基準 3・8
③ 入試部門	教員3名 入学・広報部長	●学生の受け入れ 基準 5
④ 学生部門	教員3名 学生生活部長 学生生活事務部長	●学生支援 基準 7
⑤ 社会連携部門	教員3名 社会連携教育センター所長 通信教育・生涯学習事務部長	●社会連携・社会貢献 基準 9
⑥ 大学運営・財政部門	教員3名 財務部長	●大学運営・財務 基準 10
⑦ 教職課程部門	教員3名 学務部長、学務部事務部長	教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令 -



<PDCAサイクル イメージ図>

